

宮崎県高等学校等教育研究会情報部会 会則

第1条（名称）本会は宮崎県高等学校等教育研究会情報部会と称する。

第2条（会員資格）本会は情報免許状所持職員及び教科情報を履修する学校の情報授業担当者、ならびに本会会長の認めたものをもって組織する。

第3条（事務局）本会は、別に定める方法により事務局をおき、任期は2年とする。

第4条（目的）本会は宮崎県の高等学校における教科情報教育の充実発展を期することを目的とする。

第5条（事業）本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研修会、講習会その他会員の資質向上を目的とする事業
2. 図書類の編集ならびに発行
3. その他

第6条（役員）本会には次の役員をおく

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 事務局長 1名
4. 庶務・会計 若干名
5. 会計監査 2名
6. 幹事 若干名

第7条（役員の任期）役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条（役員の任務）役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を処理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合はその職務を代行する。
3. 事務局長は本会予算の出納、および会務の事務を行う。
4. 庶務・会計は事務局長を補佐する。
5. 会計監査は年1回の会計の監査を行う。

第9条（役員会）役員会は次のものを持って構成する。

1. 会長
2. 副会長
3. 事務局長
4. 幹事

第10条（会議）

本会は次の会議を開催する。

1. 総会は、会員の過半数を以て成立し、出席会員の過半数を以て議決するものとする。
2. 総会は、年1回以上開催し、必要事項を審議決定する。
3. 役員会は必要に応じて会長が召集する。
4. 専門委員会は必要に応じて設置し、委員は会長が委嘱する。

第11条（経費）本会の経費は、負担金・補助金その他をもって充てる。

第12条（負担金）負担金は教科情報を履修する学校1校あたり、年額2,000円とする。

第13条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終了する。

第14条（附則）

1. 本会則の改廃は、総会の議決を経るものとする。
2. 本会則は、平成18年7月13日より効力を発する。
3. 本会則は、平成22年10月6日に改訂する。（事務局任期について）
4. 本会則は、平成23年9月22日に改訂する。（名称について）